

学校体育施設開放時間短縮に伴う使用料の還付手続きについて
(令和 3 年 5 月 12 日以降)

5 月 7 日、愛知県が緊急事態宣言の対象地域に加えられることが決定されたことを受け、本市では今後の愛知県の対策を踏まえ、午後 9 時まで短縮しておりました学校体育施設開放事業における施設の開放時間を令和 3 年 5 月 12 日(水)から午後 8 時までに変更することとしました。それに伴い、令和 3 年 5 月 12 日から還付金額も下記のとおり、変更となります。なお、利用をキャンセルする場合には、従来通り振替対応といたします。

<対象期間>

令和 3 年 5 月 12 日(水)から開放時間の短縮が解除されるまでの間

<対象者>

午後 8 時をまたぐ利用区分の利用者であり、開放時間の短縮により、午後 8 時以降に使用しなかったもの

<還付使用料>

令和 3 年 5 月 12 日(水)から開放時間の短縮が解除されるまでの間

施設名	通常の開放終了時間	時間短縮による開放終了時間	還付使用料
体育館	午後10時	午後8時	300 円/回
武道場	午後10時		100 円/回
校庭	午後9時		170 円/回

令和 3 年 4 月 20 日(火)から 5 月 11 日(火)まで

施設名	通常の開放終了時間	時間短縮による開放終了時間	還付使用料
体育館	午後10時	午後 9 時	150 円/回
武道場	午後10時		50 円/回

※校庭は本来の開放時間(午後 9 時まで)になるため、還付はありません。

※分割使用することができる体育館につきましては、その使用料に応じて還付いたします。

<申請手続き>

「(別紙1)学校体育施設開放事業施設使用料還付請求書(5 月 12 日以降)」に必要事項を記入の上、「スポーツのまち」づくり課までご提出ください。

※複数回使用分まとめたの請求にご協力ください。

※提出後、請求書の内容と「使用許可申請書」の内容を確認させていただきます。

※請求書の申請者名と口座振込先が異なる場合には、委任状を併せてご提出ください。

<申請期間>

令和 3 年 4 月 20 日(火) から当面の間

<提出場所及び問い合わせ先>

豊橋市役所 西館 3 階 文化・スポーツ部「スポーツのまち」づくり課(郵送可)

TEL:0532-51-2866